

鎌倉市屋内型 WI-FI 接続環境整備事業補助金概要

1 対象者



鎌倉市内で店舗、社寺、宿泊施設、文化施設、その他外国人観光客の利用が想定される施設(以降「店舗等」といいます。)を管理する者で、自らが管理する店舗等で補助対象事業を実施する者。

ただし、次の要件を満たす事

- (1) 市税の滞納をしていないこと。
- (2) 自らWi-Fi接続設備の整備に伴い、必要となる契約を締結すること。
- (3) 補助対象事業に関して本事業以外から重複して補助を受けないこと。



2 補助対象地域

市内を「優先地域」「その他の地域」に分け、優先地域に所在する店舗等に対して優先して補助を行う。

(1) 優先地域

扇ガ谷一丁目、扇ガ谷二丁目、扇ガ谷三丁目、扇ガ谷四丁目

御成町、

小町一丁目、小町二丁目、小町三丁目

笹目町、

佐助一丁目、佐助二丁目、

浄明寺二丁目、

二階堂、

西御門一丁目、西御門二丁目

長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、長谷四丁目、長谷四丁目、

長谷五丁目

山ノ内、

由比ガ浜一丁目、由比ガ浜二丁目、由比ガ浜三丁目、由比ガ浜四丁目、

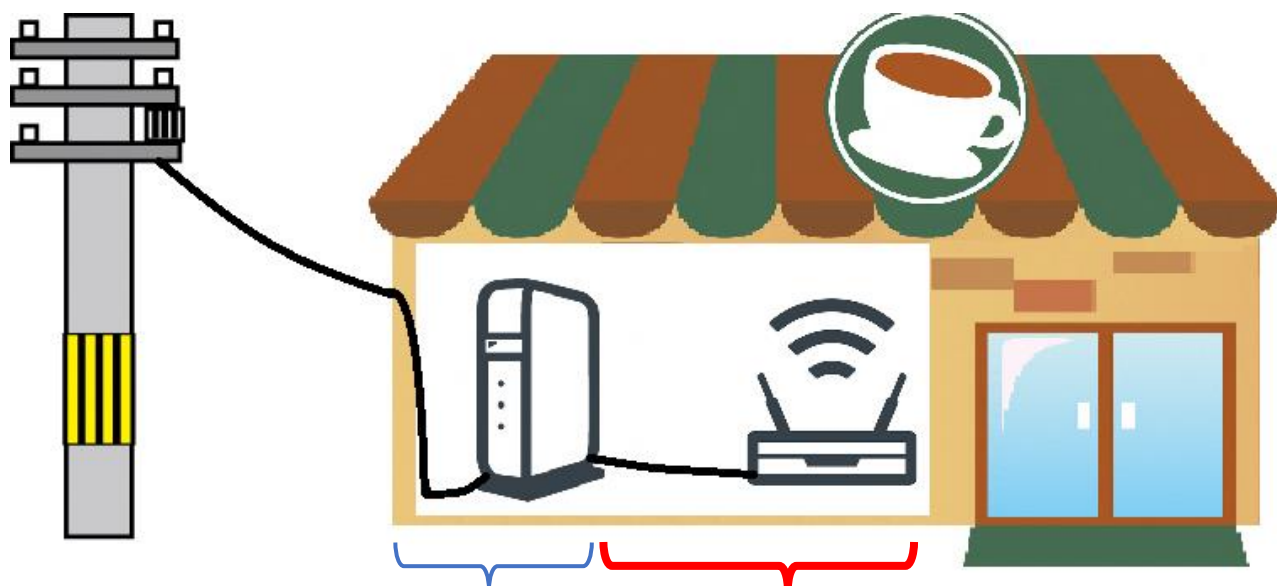
雪ノ下、雪ノ下一丁目、雪ノ下二丁目、雪ノ下三丁目、雪ノ下四丁目、

雪ノ下五丁目

(2) その他の地域

市内の優先地域以外の地域

3 補助対象経費



申請者名義既存回線設備
(ONU モデム/ブロードバンドル
ーター含む)

Wi-Fi 接続機器設備
(ケーブル等の配線設備/アクセスポイント
設備)

補助対象

4 補助金額

自己名義回線に接続するアクセスポイント等の設備 1 式に対し 50,000 円

※消費税相当額は対象外

(設置費用税込み 55,000 円のうち実質自己負担 5,000 円)

5 補助対象件数

(1) 補助単位



補助は1件の申請につき、



1棟の店舗等において



1箇所(1台)の Wi-Fi 接続機器設備の整備

(2) 市内に複数の店舗等がある場合

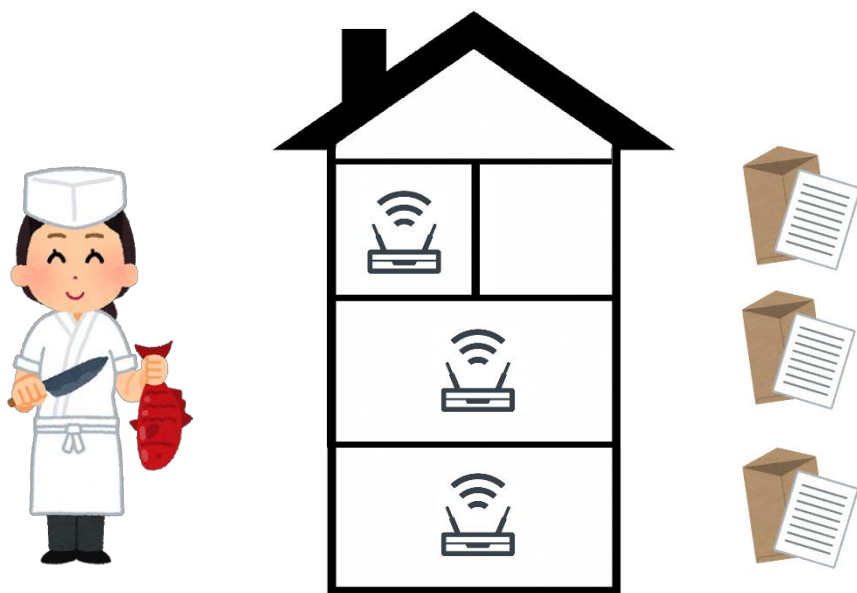


補助対象者は、異なる所在地の店舗等において、それぞれ1件の補助対象事業の申請を行う事ができる。



※ 申請書は店舗等1棟ごとに提出する必要があります。

(3) 1棟の店舗等の中で、複数箇所の Wi-Fi 接続機器設備を設置する場合



補助対象者は、次の条件を満たす場合は1棟の店舗等において、3箇所まで補助対象事業を行える。

ア 壁又は天井で仕切られた異なる居室又は階における Wi-Fi 接続設備の整備であること。

イ その他、複数の Wi-Fi 接続設備の整備に合理性があること。

6 交付決定の優先順位

本事業予算の範囲内で交付申請を受付け、審査及び交付決定を行う。

原則として先着順に受付けを行う。

項目番号2の「優先地域」と「その他の地域」、項目番号5の補助対象件数の組み合わせは次のとおり。

優先地域		その他地域	
A店の1件目	①	B店の1件目	②
A店の2件目	③	B店の2件目	④
A店の3件目	⑤	B店の3件目	⑥

- ① 「優先地域」における要綱第7条第1項、第2項、第3項の規定に基づく補助対象事業
- ② 「その他地域」における要綱第7条第1項、第2項、第3項の規定に基づく補助対象事業
- ③ 「優先地域」における要綱第7条第4項の規定に基づく同一店舗等における2件目(2箇所目)の補助対象事業
- ④ 「その他地域」における要綱第7条第4項の規定に基づく同一店舗等における2件目(2箇所目)の補助対象事業
- ⑤ 「優先地域」における要綱第7条第4項の規定に基づく同一店舗等における3件目(3箇所目)の補助対象事業
- ⑥ 「その他地域」における要綱第7条第4項の規定に基づく同一店舗等における3件目(3箇所目)の補助対象事業